

会議の名称	懲罰特別委員会	開催月日・令和4年9月26日 開会時間・午前・午後2時14分 閉会時間・午前・午後3時20分
出席者	原 一郎 藤川 貴雄 南谷 清司 毛利 廣次 川柳 雅裕 野口 佳宏 花村 隆 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘	
傍聴者	柴田 喜朗 栗津 明 安井 智子 豊島 保夫 堀 隆和 糟谷 玲子	
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村同課主任	
協議事項	<input type="radio"/> 山田紘治君に対する懲罰について <input type="radio"/> その他	

【開会＝午後２時１４分】

原委員長

ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。

本日の委員会に傍聴の申し出があれば委員長においてこれを許可したいと思います。また、会議録についても他の委員会と同様に公開いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

本日の審議事項は、山田紘治さんに対する懲罰についてであります。改めて、議事の運営について、局長、説明願います。

議会事務局長

それでは本日の議事運営について説明いたします。まず、前回決定していただきました懲罰事犯者である山田紘治議員の一身上の弁明を受けていただきます。その後、山田紘治議員に懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科することを決定された場合、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきかについて、各委員からご意見を出していただき、討論、採決を行っていただきます。採決につきましては、まず懲罰を科すかどうかについて諮り、懲罰を科すことに決定されれば、引き続き懲罰の種類について諮っていただくこととなります。懲罰の種類について、意見が複数出た場合は懲罰の軽いとされるものから順に採決を行うこととなりますが、いずれの懲罰を科すかを決定するには過半数の議決が必要となります。以上のような運営を行っていただきたいと考えております。また、懲罰特別委員会では先に提出された動議に対して、当該議員に懲罰を行うかどうかを判断いただきたいと思っております。よって動議で述べられていることに関しての存否有無や真偽をただすのではなく、それぞれ委員において、一連の協議を通じて得た心証においてルールに基づいて判断していただきたいと思っております。重ねてになりますが、あくまで懲罰は重度の秩序違反行為を対象とし、議員に対する制裁を行うものではないことを含め、ご留意いただきたいと思っております。以上でございます。

原委員長

今局長から説明のあった通り進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

原委員長

ではそのように取り計らうことといたします。先の協議において、一身上の弁明を求めることを決定しましたので、山田紘治さんの弁明を求めてよろしいでしょうか。

<p>原委員長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。山田紘治さんからの弁明を求めます。</p>
<p>原委員長</p>	<p>(山田議員入場)</p> <p>委員長からお願いをしておきます。弁明については提出されています動議に対して行っていただきますようお願いいたします。</p>
<p>山田議員</p>	<p>それでは委員長より弁明の許可をいただきましたので、経緯説明をさせていただきます。さて、私の9月議会一般質問における発言において、懲罰委員会が招集されることになりました。発議された動議によりますと、一つ目は、9月13日の羽島市議会本会議、一般質問における次期ごみ処理施設整備事業についての質問の中で、ごみ処理施設整備事業の市長の見解についての質問中一般事務には該当しない。個人的な質問を行ったこととされております。そこで私に問われました件について、私なりの見解を説明させていただきます。</p> <p>まず一つ目の問題とされている一般事務に当たるか、あるいは当たらないかについては、これまでの質問でも解釈がわかれておりました。そこで令和4年8月8日月曜日、広報委員会の後、議長室において、南谷議長、後藤副議長、堀議員、堀事務局長と私の5人で、6月議会での私の質問について話をいただきました。そこで、一般事務に当たるか当たらないかの問題では、議長、副議長からごみ処理施設の関連で質問されたらどうかというようなご指導をいただきました。また事務局にもちょっとお尋ねいたしましたら、同じような関連質問から入って、議員の裁量でやられたらというようなお話も賜りました。そのご指導に従い、今回はごみ処理施設建設が遅れているのかと質問し、続いて市長の見解についてと題し、通告させていただいた次第であります。私がかねてから清和会と公明党の2会派の勉強会の席において、建設遅延の原因が私にあると市長が発言されたと聞いておりました。そこで私の責任で遅れていますかと市長に質問したわけですので、私は通告に準じた発言であったと思っております。繰り返しますが、ごみ処理施設の進捗状況は一般事務に当たるかどうかを論ずる用地のない本当に羽島市では重要課題であると思っております。市長が市議会議員に対してした発言の有無及びその真意を質問することはま</p>

さしく一般事務の範囲であり、私の個人的な質問ではないと私は確信をいたしております。

それから二つ目の問題でございますが、議長から再三の注意を受けたにもかかわらず、個人的な質問を繰り返し、さらには議長の議事進行に異を唱えるなど、円滑なる議事進行を妨げたことについて、私は議長、副議長から前にも申し上げましたように相談をし、指導を受けております。そのことから、私は質問をさせていただいたということでございます。その問題について私は確かに議長に回答を求めました。そんな中から、いろいろ混乱をするのではと思い、私は議長に対して暫時休憩を求めさせていただきましたが取り上げられず、議長は議事の進行を催促されました。よって、私は議事進行を妨げておるとは思っておりませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上より、私の行為は、地方自治法132条、羽島市議会会議規則150条、品位の尊重及び同規則152条、議事妨害の禁止には違反には値せず、このように懲罰動議の対象となること自体を否定したいと思ひます。委員の皆さん方には公正公平な審議、調査をお願ひ申し上げます。今後羽島審議会に禍根を残さないよう、市民から信頼される羽島市議会にさせていただくよう切にお願ひを申し上げ、私の弁明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

原委員長

弁明を終わります。山田紘治さんは退出願ひます。

(山田議員退出)

原委員長

次に、山田紘治さんに対し、懲罰事案として懲罰を科すべきかどうか、また懲罰を科すとすれば、地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰を科すべきか協議願ひます。では、ひとりひとり順番に行きます。

南谷清司委員

ちょっと協議の前に、先ほどは真実か真実でないかをはっきりさせないまま進めたということなんです、そういう進め方ならそういう進め方で結構なんですけど、今回は本当か本当でないかが核心に該当するわけなんですけど、その本当か本当でないか、許可があったかなかったかなんです。となると、先ほども令和4年8月8日に局長さん立会いのもとで話があった、さらに局長さんと相談をしたというような弁明があったわけなんですけど、局長さんから見られて許可を与えたということなのではないでしょうか。この審議は個人個人が勝手に正しいか正しくな

原委員長	<p>いか根拠もなく、考えて発言をするということなんですか。</p> <p>今回この懲罰委員会に関しましては、本会議における議事進行、また品格の上での懲罰の審議とさせていただきます。その他の事実の確認、また審議については、本委員会では審査、認定する機関ではありませんのでご承知おきください。</p>
南谷清司委員	<p>そのことは承知しました。ということは、前提として真偽を判断することを除外して、真か偽かわからない、それ以外のことで、はっきりしていることだけで判断をするのか、それとも真偽は自分自身で勝手に決めて判断をするのか、どういう方針なんですか。それは除外するのか、勝手に決めるのか、どちらか指示をいただきたいんですが。</p>
原委員長	<p>ここの委員会に関しましては、何度も繰り返しますが、議事の進行とあと品格の上の本会議の上での話になりまして、その他に関しましてはここでは審議の対象ではありませんので、ご理解をお願いします。</p>
南谷清司委員	<p>ということは、真か偽か各個人が判断をすることはせずに、議場で行われた事実だけを見て判断をすると、そういうことなんですね。</p>
原委員長	<p>個人個人の判断をお願いします。</p>
南谷清司委員	<p>もちろん、議場における事実だけを見ると、真か偽かは判断に入れないという、そういう判断なんですね。了解しました。</p>
藤川委員	<p>ただいまの原委員長の発言について確認をしたいんですが、この場は事実の確認について審査認定をするところではないというお話でしたが、それだとして、この懲罰委員会がこういう事実があった、なかったという判定する必要はないというのはその通りだと思うんですが、この懲罰を科すべきかどうか、あるいはどの懲罰にすべきかどうかを判断する委員会だと私は認識しておりまして、その判断の協議の過程において、こういったことが果たしてどうだったのかと、先ほどの裏付けの取れない発言どうのこうのという意見もありましたので、その辺りの本人に対してこういうことがあったのかという事実の確認、認定するところはないのはそうかもしれませんが、実際このような言動があったかどうかというところは判断に影響するところでありまして、その辺りの確認はできるようにしな</p>

原委員長	<p>ければ委員会が成り立たないのではないかと考えますが、原委員長いかがでしょうか。</p> <p>何度も言いますが、本会議の上での話となりますのでご承知おきください。お願いします。</p>
藤川委員	<p>本会議の話について協議を行うための話し合いの場なんです。前回の会議で本人の弁明の機会は山田議員の場合明らかに不要だと、考えが変わることはないというようなお話をしたと思うんですが、今の弁明を聞いた中で8月8日にそのような席が議長と堀事務局長、あと堀議員も一緒だったというような発言でしたけれども、そのような場があったといったようなご発言もありましたが、そういったことが果たしてどうなのかとか、あるいは前回の委員会でも、過去、自民清和会から、書面による注意を求めているというようなことを申し上げておりました、この件についていつ、どのような内容で注意を行ったのかといったことについてお尋ねしたいと思うんですが、その辺りは、議長お答えいただけますか。</p>
原委員長	<p>ここの懲罰委員会の目的で、制裁する場所ではないということ、この会議においては、品格をもって羽島市議会として運営していくということで行っていますので、ご理解をお願いします。</p>
議会事務局長	<p>事前の議会前の許可、許可してないとかいう話の以前に、議場での発言というのは、基本、議長のその場の許可なんです。事前に許可をすとか、この通告書だから許可したとかそういう問題ではなく、議場での発言は全てその直前に議長が指名して初めて許可になるという形になっておりますのでお願いいたします。</p>
南谷清司委員	<p>二つですけど、一つ目は、そうすると、議場で虚偽の発言をしたからという懲罰はありえないんですね、虚偽かどうか判断しないんですから、虚偽の発言をしたという懲罰はありえないということなんですか。判断しないということは、これが一つ目。二つ目、今回の場合は議長の許可を得ずに発言をしていることは間違いありません、どなたも多分それは認識をしてらっしゃいますよね。そうすると、審議するのはその程度だけだということ、それはどの程度の懲罰の程度かという、そういう話なんですか。この二つなんです。</p>

原委員長	<p>今回の懲罰の一番初めの目的の中で、個人的な質問を繰り返し、議長の議事進行を妨げたということで出されています。ここを深く掘り下げるところではないように思われますけど。</p>
南谷清司委員	<p>今の動議は確かにそうですけど、先ほどは虚偽が問題になりましたね。でもそのまま私流してしまったんですけども、終わらせなければいけないと思って、それ虚偽の発言があったが懲罰することはないということいいんですか本当に、羽島市議会にとって。前回のも今回もそうなんですけれど、それって結構重要なことだと思うんですが。</p>
藤川委員	<p>ちょっと話を整理しますと、この懲罰委員会は事実の確認としてそれを審査認定するということではないと、そういった事実がありました、いやありませんでしたということ認定するところではないというのは原委員長おっしゃる通りだと思います。ただ、懲罰を科すかどうか、あるいはどのような懲罰を科すべきかという協議の中で、こういった行為が行われたかいなかったかとか、こういった発言があったかなかったか、例えば南谷清司委員がおっしゃるように、虚偽であったのかどうか、虚偽なのかそうじゃないのかという確認がなければ、懲罰を科すべきかどうかという判断につながらないのではと考えます。懲罰を科すための事実関係の確認であれば、それを明かすかどうかを判断するための事実確認の確認であれば、それはできるものと考えますけれども、しないと判断につながらない。</p>
原委員長	<p>今言われている、審議はどの部分でしょうか。</p>
南谷清司委員	<p>事前に相談をしたときに、関連で市長が私の名誉に関わる話をしたかどうかを質問すればいいよと言われたという、その部分です。</p>
原委員長	<p>山田議員が議長の方ということですか。</p>
南谷清司委員	<p>山田議員おっしゃったのは正副議長、事務局長さんがいたというお話ですよ。ですから、議会の中の関係者ばかりがいるところで、関連で、私が補償でごねて遅らせていると市長が言ったということを尋ねていいというふうにおっしゃったのかという話です。そこ結構ポイントだと思うんですよ、先ほどとは違って、その部分です。</p>

原委員長	そこの審議ですか。
南谷清司委員	<p>審議まではいきませんが、議長、副議長、事務局長さんいらっしゃったのですから、言い分が違えば違えばいいんですけど、両方のそのものがあるんじゃないですか。もっと言えば、何か文書が出たというような話もあるんですが、ちょっとその辺の事情もはっきりわからないので、その許可があったかなかったかというところで、その辺のことも、それがわからないとこの質問は議長がやめろと言ったけど、別にそう止めなかったのもうそれで、議長がやめろと言ったのに、大変なことだよと思うのか、程度の判断に直接影響してくると思うんですが。</p>
原委員長	議事録もないですし、言った言わんの話になりますので。
藤川委員	<p>言った言わんの話じゃなくて、今山田議員からの、一身上の弁明のみの話しか私は聞いておりませんし、過去山田議員は8月8日に議長室でお会いになられたみたいな話がありましたけれども、これ判断に影響する話であって、議長、副議長、堀局長、堀議員、山田議員ですか、その場にいらっしゃった中で、どういった話があったのか、また前回もお話しましたが、私ども自民清和会から山田議員の一般質問について、個人的な発言であって、今後繰り返されることがないように議長から書面で注意をしてくださいとの注意を求めるような要望書を提出しておりましたけれども、それがいつどのような形で書面であろうと思いますが、どんな内容で回答されたのか、このあたり、お聞かせ願えますでしょうか。</p>
原委員長	<p>ここはあくまで今回の本会議の懲罰のところの審議機関になりますので、改めてひとりひとり確認をしていきたいと思えます。よろしいでしょうか。</p>
南谷清司委員	<p>よくないです。だって今の質問何も答えてもらってないのに。</p>
原委員長	<p>そうなりますと、まず全員の方で調査というふうになりますし、元々の懲罰動議のところの趣旨に外れますので。</p>
南谷清司委員	<p>ということは、要するに真偽に関わらず、懲罰はありえない</p>

議会総務課課長 補佐	<p>ということなんですよ。</p> <p>一言だけお話させてください。当初に局長が説明を申し上げました、審議についての説明の中で、提出された動議に対して、懲罰を行うかどうかを判断していただきたいということで述べさせていただいております。その中で述べられていることに関しての存否や真偽をただすのではなくというところ、それから一連の協議を通じて得た心証において判断いただきたいということを申し上げております。端的に申しますと、今回動議という形で書面が提出されております。理由も記載されております。ここで皆さんに行っていただきたいのは、この書面に記載された理由、内容を認めて懲罰を科すかどうかということ判断していただきたいということです。先般、提案説明いただきました。今般、一身上の弁明をいただきました。それを皆さん聞いていただいたことを踏まえて、皆さんの心証においてどうしますかということをご判断いただきたい。ですから、皆さんの心の中でこれは違うんじゃないか、これはそうじゃないかと思うことは皆さんの判断で反映していただきたい、そういう意味で冒頭に局長が説明をしておりますので、そういうことをご理解をいただければありがたいと思います。</p>
原委員長	<p>では、それぞれ伺っていきます。南谷委員から。</p>
南谷清司委員	<p>要するに個人の心証によって、ここに書いてある再三の注意を受けたにも関わらず個人的な質問を繰り返したと、これは個人の心証によって正しいか正しくないかを判断するという、ご指摘だったんですよ。そうすると当然再三の注意を間違いなく受けておりますし、個人的な質問かどうかという、私は個人的な質問だと思っておりますので、当然発議者ですので、懲罰に賛成をしますが、賛成討論はまた後ほど行います。</p>
川柳委員	<p>私は前回の委員会、そして先ほどの委員会でも私見を述べましたけども、この委員会こそが懲罰を審議するに値しない案件だと私は思っていますので、早期の解散を求めているところですけども、いくつかの理由を私は思っているんですが、その中の一つがどうしても解せないのは委員の人選なんです、先ほど賛成討論中でそのことは出ませんでしたけども、私達は、この委員に選ばれまして、議長一任ということで選ばれましたが、その中でやはり発議者が2人いらっしゃるということは、どうしても公平な審議ができないのではないかなど私は思います。</p> <p>例えば、重い罪を審議する裁判員裁判というのがあるんです</p>

原委員長	<p>が、例えばその裁判員に選ばれた人が、その中で検察官がいたり、被告側の関係者がいたりしたら、本当に全然公平な裁判にならないと思うんで、私は今回この委員の人選、理由の一つとして、この委員会は早期に解散するべきだというふうに意見を申し上げます。以上です。</p>
川柳委員	<p>懲罰を科すべきかどうかは。</p> <p>賛成も反対もしません。それと、あえて言えば、この懲罰という2文字を辞典で調べると、不正や不当な行為に対して、懲らしめたり制裁を加えること。懲罰委員会ですよねここ、だから、それができない委員会だから早く解散するべきだと思います。以上です。</p>
藤川委員	<p>委員の人選についてご意見ありましたけど、議長の専権事項であるということでありまして、提案者がどうのこうのという話ですけど、党派構成人数、それからいろんな考えの方がそれぞれ集まっているんじゃないかと、意見も様々あるようですし、現にそういった声が出ているわけですから、委員の人選についてとやかく言うものではないと思いますが、今回の案件について心証でといいますか、本当に議場で見たまま、そして山田議員の行為を見て判断をしますと、議場での発言は全て議長が許可をして発言される、発言ができるかできないか全て議長の采配、議事進行の権限は議長にあるというところはもう揺るぎのないものであります。その議長の個人的な質問はできないという再三の注意を受けたにもかかわらず、山田議員は個人的な質問を繰り返しました。なぜ個人的な質問でだめなのかとか、質問できないのかとか、そういうようなことをおっしゃっておられましたけれども、個人的な質問かどうかというところが論点になるのでしょうか、山田議員は市長との私文書でのやりとりについて、その内容を問いただしたり、私の名誉が傷つけられているといった発言もございましたし、また6月議会においては、同様の質問を自ら行い、その自らの発言の中で、これは私個人の問題と自らおっしゃっていて、それに対して9月議会においても同様の質問をされておりました。その上、9月議会においては、議長から個人的な質問ができないと、議場において注意をされ、それが繰り返されているにもかかわらず、なおかつその場で議長になぜできないのかというような質問をする。これは明らかに議長の議事整理権を侵害する行為であり、議会の品位を貶めていると判断されます。以上の理由から私は山田議員に関しましては陳謝が妥当であると判断してお</p>

ります。

近藤委員

私の方から、この懲罰動議の文書を読まさせていただくと、一般事務に該当、ごみ処理施設とか、それから市長の見解についてですね、一般事務に該当しないということですが、最近ごみ処理施設の関係の質問をしますとですね、組合のことだから一般事務に該当しないという発言が事務方からもありますけども、私いつも言うんですけど、ごみ特委員会、全員の議員の特別委員会ありますけども、あのときは何を質問してもいいですよ、ごみの処理について、新しい施設、それから、確か都市計画決定してこっちへ移したとか、それから業者選定とか、ありとあらゆることがごみ処理施設建設特別委員会では質問できると。ただ本会議になると、どうも一般事務に該当しないということで、一部の議員さんにしきりに言われますけども、なぜ特別委員会で質問できて、本会議でできないのか、未だに私はクエスチョンですね。というのは、市長は公人ですので、過去にも市長の発言されたことに対して、我々は一般質問でやってきましたけども、そういったこととか何か、それから、この中にも監査委員をされた方ありますけども、シルバー人材センター、それから文化センターの報酬の問題とか全てですね、補助団体は、監査やってみえる人が多いですけども、監査対象になってですね、それからその議員は質問して、それから監査をするということやってきていますので、どこの部署が質問できない、補助金団体が質問できないとかという、最近そういう風潮ですけども、そういう考え方は私は全て間違っておると思います。そういったことと、それから再三の注意を受けて確かにあのとき注意を受けたのは事実ですけども、これも言った言わんの話になって平行線ですけども、議長室において議長と副議長と堀議員とそれから局長の同席のもとに確認してやったということは、これは事実だと思いますし、それから、これはちょっと想像になって申し訳ないんですが、喋った方と受け止めた方では、やはりニュアンスが多少違ってくる、言った言わん、これは今から調べてもこれはずっと平行線になると思うんですよ、これを調べて何になるかちょっと私もわかりませんが、とにかくそういった議長、副議長のもとに指導を受けてやったということは事実ですので、そういったことからですね、今回の懲罰には該当しないという意見を述べます。

毛利委員

前段にあった議長、副議長との話し合いというのはなしとして、ここだけで判断しろという話になりますと、議長が何回も

	<p>次の質問にしてくれと言われていたということはやはり議会の品位または秩序をちょっと乱したかなという気はします。だけど、やはり全体的な流れというか、その前の段階でどのようなことが話されたかというのはとても重要じゃないかなとは思いますが、ただこの文書だけ見れば、秩序も乱されたと言われればその通りかなと思います。懲罰のほうは陳謝ですかね。</p>
野口委員	<p>公開の議場における陳謝をお願いします。</p>
花村委員	<p>懲罰増減の文書の中では、一般事務には該当しない個人的な質問を行ったから懲罰に値するという思いでありますけれども、市長の見解を尋ねる質問であったというふうに私は理解をいたしますので、議会の品位をおとしめたというふうには当たらず、懲罰には値しないというふうに考えます。</p>
原委員長	<p>他にご意見ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
原委員長	<p>続いて討論を行います。討論のある方は挙手願います。</p>
南谷清司委員	<p>懲罰を科すことに賛成という立場で討論をいたします。山田議員の9月13日の一般質問における審議のポイント、三点あると私は思っています。それをここで取り上げるか取り上げないか議論があるところのようですが、三点あると思っております。</p> <p>一点目は、本当に議長の許可を得ているかどうかということです。それから二つ目は、市の一般事務の質問という解釈でいくなれば、おそらくは市長が言ったか言わないかについて市長の見解を尋ねることなんですが、そういう質問なのか、あるいは個人的な質問なのか、どちらかということです。三点目は先ほどから話題になってそういった審議等の評価を全部抜いた場合、抜いてしまって形式的に問題があるのかなのかという、この三つの点が議論になるんだろうと思います。</p> <p>そこで忘れてはいけないのは、6月議会で山田議員は同じ内容の質問をされました。そして議長の注意で、途中で止まったんですが、そのときの様子は6月議会でも同じ内容の市長の発言についてという標題で同じ内容の言ったか言わないかという市長さんが言ったか言わないかということですけれども、そういう質問をされました。議長から議員個人に関するもの、市の</p>

一般事務に該当しないので許可できない、次の質問に入ってくださいと3回ほど注意や指示を促されています。このような流れから、議長の許可を得たという山田議員の主張は間違っていると私は考えています。もしも正しいならば、6月議会の流れと矛盾が大きくありますので、やはり6月議会の流れを踏まえれば、そういう許可を議長が与えたとは考えづらいと思っております。

さらに、一般事務か、個人的質問かということなんですけれども、これも6月議会の一般質問の中で、議長から個人的な質問であり、市の一般事務ではないと注意されたわけなんですけれども、その折に、山田議員が議長に一般事務に該当しない理由を質問されたわけなんです。そこで議長は、議長席からですけれども、会議規則第61条に規定されている市の一般事務の質問は、市の事務執行状況、または将来の方針対策等に対して説明や報告を求めたり、初心をただすものであると答えておられます。また、この一般質問の云々につきましては、私が議員になってからですけれども、令和2年9月議会でも一般事務か一般事務でないかということが一般質問で問題になりました。当時は堀議員が委員長の議会運営委員会ですけれども、そこで何回か審議されて、その後全員協議会でも、私の記憶では2回審議があったと思うんですけれども、その時山田議員が議長で、全員協議会を取り仕切ってみえたということなんですけれども、そこで一定の結論を得たと承知をしております。その結論を先ほどの6月議会で山田議員から問われたときに、議長が答えたんだらうと、これは想像なんですけれども、そのように思っております。ですから、議会で一旦結論が出ていることではないかなと考えています。それにも関わらず今回の9月の山田議員の質問なんですけれども、その山田議員は質問の中で何をおっしゃったかということ、市の市長の見解を尋ねたいというようなことはおっしゃっておりません。言ったか言わないかということを探ねられているだけなんです。私のことを考えてくださいよ、私どうやったらええんや、要は私は真実なんですよ知りたいのは、私は本当は本来議員さんに聞きたいんですけど、議員さんに聞く場がないわけですよ、今までお願いしてもちょっともそういう対応していただけんもんですから、それで再三、一般質問でやろうということを進めてまいりました、私は本当に名誉を傷つけられたんですよ。と今回の一般質問をした理由をご本人自ら一般質問の中で説明をしていらっしゃいます。これらのことを考えると、市の一般事務である市の事務執行等を問うのではなく、自分自身の名誉のためという個人的な理由から今回の一般質問で、市長が山田議員のことについて言ったか言わないかという

ことを尋ねることにされたということは明らかではないかと思えます。

次にですね、そういった一般質問の中での個人的な問題とか許可があったかどうかとか、それは除外して、もう一度振り返ってみると、一般質問の中で、これも嘘や、これ嘘で固まってるんや、そんな嘘ばかり言われてという嘘、嘘、嘘というこういう発言をされました。またどこかからの圧力でもあるんですかと、あたかも圧力がかかっているかのような、こんなようなこともおっしゃいました。この発言の対象は当然のことながら議長へ向けられた、あるいは議長との面談で同席していたと言われる副議長に向けられた内容なんだと思えます。これらの発言や行為はですね、議長に対する無礼な発言だと私は思っています。議長の議事整理権を無視して、議長の議事進行を著しく妨害する行為でもあると思っています。

このようなことから、山田議員、許容範囲を大きく超えている、いわゆる重度の規則違反だと私は考えておりますので、懲罰を科すべきだと考えております。懲罰の内容ははじめを明確にするためにも陳謝を求めるものであります。以上です。

原委員長

他に討論はございませんか。

近藤委員

いろいろ意見が出ましたけども、まず再度同じ話になりますけども、まず今回、言った言わんとか、聞いていていろんな思いがありますから、その場に私もおったわけでもございませんが、とにかく再三議長、副議長に意見を求めて、了解して、それから発言されたということをおっしゃったので、それを私も信じております。それから、私もう議長経験者ですけど、一般的な話で言うと、質問通告書に昔は議長、副議長印鑑押してましたよね。印鑑を押したということは、何が言いたいかと言ったら、その質問に対して、議長や副議長は職員に回す前に、その質問内容でOKですよということを認めたということなんですよ、普通一般論で言うと。私も議長、副議長やったときに、ちょっと言葉が悪いですけど、ちょっとこの質問どうかなというときには必ず議員本人に直接電話して、これちょっと訂正かけてもらわないとまずいと、これは本会議の一般質問にそぐわないということでご意見申し上げたことが度々ありましたけども、今回どういう扱いされたかわかりませんが、私は経験者として、一般職員にその文書が回った、そのところの一番上に今はハンコ押されているかどうかわかりませんが、議長、副議長が認めないと文章回らないでしょ、一般論で言うと。そういったことで今回回ったということは、やはりそこで

議長、副議長が認めたということで山田議員も発言されたと思います。それから、何回も言いますが一般事務の関係も、懲罰動議も一般事務のことで云々書いてありますけど、先ほどもくどいくらい言いましたけども、市長は公人ですので、市長発言、あちこちで発言されたこと、それから、監査対象になる補助金団体、それから例えば補助金を出している文化センター、それから商工会議所、それから例えばシルバー人材のときでも、相当補助金が不正に使われたということで議会でもいろんなことを取り上げて、最終的にはお金を返還していただくということになりましたけど、当然私ども議員はいろんな面で補助金団体とかそれから監査している団体全て意見が言える。当然くどいように言いますが、ごみ問題が一般事務に該当しないということをお聞きしますけど、これは間違った意見であり、私どもは、ごみ特別委員会でどんな質問もできます。それが本会議でできないということは大変疑問に思っています。それで、今回その懲罰の関係で理由が書かれておりますけども、再三注意を受けたことは事実ですけれども、議長と副議長はこの文章を回したということは了解してみえるということで、質問内容については了解してみえるということで、私は今回の懲罰に関しては該当しないということで意見を述べます。以上です。

原委員長

他に討論はございませんか。

藤川委員

私からは山田議員に懲罰を科すことに賛成の立場で討論をさせていただきます。今回皆様から様々なご意見が挙がりましたが、一つだけ明らかなことは、先ほど近藤委員が反対討論の中でも述べておいででしたが、議長からの再三の注意を受けていたことは事実であるということにあります。議長から再三の注意を受けていたにもかかわらず、それに従わずあるいは異を唱え、議長が持つ議事整理権を侵害するという行為は明らかであります。これは議会の品位を貶めるものでありますし、先ほどの反対討論でございましたが、議長が印鑑を押したということが質問内容について認めたということになるというお話もありましたけれども、通告書に書かれている内容については、それを読むことによってどのような質問をするかということが理解できます。しかし、書かれていない内容、あるいはそれが、市の一般事務に値するかどうか、そのあたりの書かれていない内容については判断できません。それは誰もがわかるであろうかと思っておりますけれども、それをもってして議長から許可をもらったというのは行き過ぎた認識ではない

かと判断いたしております。そして、山田議員の弁明の中にもございました、8月8日にそのやりとりをしたということについては、この場では真偽を判断するところではないということでもありますので、それを除外して考えますが、今までの発言の中でもございました通り、言った言わないの認識、ニュアンス、それぞれ受け止めかたが言った側と聞いた側で変わるということは確かにあるかもしれません。であるからこそ、通告書にどう書かれていたか、そして議場においてどのような発言をしたか議長が整理して、それが質問できるかできないかその場で判断をすることは議長のまさに役割であります。その役割について、議長の指示に従わない、異を唱える、そういったことが議員として繰り返されるようになりますと、議会の秩序が乱れることとなります。であるから本会議における一般質問については、羽島市議会会議規則第61条にあるように、一般質問のルールというものがございまして、そのルールに従わないごみ特なら何でも質問できるけど、一般質問はなぜ質問できないのか、そういった意見もありましたが、それは議会会議規則があるから、そこに記載があるからです。その辺りのルールの認識を私達は今一度改めて確認する、認識するべきでありまして、それはこの山田議員の一連の発言、行為についてもしっかりと認識を改めた上で判断するべきであると考えます。

以上の理由から、山田議員の行為は議長の議事整理権を侵害するもので、議会の品位を貶めるものであると言わざるを得ません。よって山田議員の懲罰に関しましては陳謝が妥当であると申し上げます。

原委員長

他に討論はございませんか。

(討論なし)

原委員長

討論を終了します。

これより採決をします。まずは、本件は懲罰事案として懲罰を科すべきものと決定することについて採決します。山田紘治さんに対し、懲罰を科すことに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成の委員挙手)

原委員長

挙手多数であります。山田紘治さんに対し、懲罰を科すことに決しました。

懲罰については、委員からの意見で戒告、陳謝が求められております。まずは、戒告について採決します。山田紘治さんに

	<p>対し、戒告の懲罰を科すべきものに賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(賛成の委員挙手)</p>
原委員長	<p>続きまして、山田紘治さんに陳謝の懲罰を科すべきもの賛成の委員の挙手を願います。</p> <p>(賛成の委員挙手)</p>
原委員長	<p>挙手多数であります。山田紘治さんに対し、陳謝の懲罰を科すべきものと決しました。</p> <p>続いて、陳謝の文案につきましても、当委員会で決定することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
原委員長	<p>異議なしと認めます。陳謝の文案について配付願います。</p> <p>(配布資料)</p>
原委員長	<p>ただいま配付しました陳謝文案についてご意見ございましたら発言願います。</p>
藤川委員	<p>文案なんですけど、まず「私は」と始まりまして、その後で「令和4年9月13日の本会議における一般質問の中の発言の一部は」で「私は」、「発言の一部は」と主語が2つ出てきておりまして、最初の書き出しを「私の」というのに変えた方がスムーズに意味がつながるのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
原委員長	<p>他にご意見ありますか。</p>
川柳委員	<p>これは懲罰委員会で、さっきの採決の結果を本人に伝え、本人からの文書をいただければいいのであって、わざわざこちらの方で作るべきものじゃないと思います。</p> <p>(「ルールでそうなっているんです。」と呼ぶものあり。)</p>
川柳委員	<p>本人の同意がなくてもこれはこういうふう決められている、ありがとうございます。</p>

原委員長	他にご意見はございませんか。
近藤委員	私、度々市の一般事務ということをごだわって発言してはいますが、何遍も言いますけど、ごみ処理施設に関しては、何も一般事務、ご本人も自ら、自分のということを行いましたけど、ごみ問題に関しては、市の一般事務から外れという言葉が書かれていますけど、こういう言葉を使うと何か全てが外れているというような印象を与えますけれども、この辺の文章直していただきたいと思います。
原委員長	他に意見は。
藤川委員	全てが外れているような印象を受けるというご意見でしたけれども、その前の行に一般質問中の発言の一部はとありますので、別に全ての発言が外れているというような解釈にはならないと思います。ただ、外れという表現がもしふさわしくないとおっしゃられるのであれば、例えば市の一般事務に該当せずとか、そのような言い換えはできるのではないかと意見を申し上げます。
原委員長	他にご意見はありますか。
近藤委員	くどいように私も言いますが、ごみ問題とか何かは全て質問できます。それと、市長が発言されたことは、表でということはないですけど、いろんなところで、公式の場で、役所の中で発言されたことは当然公人ですので、そういったことで議員がそれに対して問いただすことは別に問題ないということだと思いますので、市の一般事務から外れという部分はぜひ訂正していただきたいと思います。
南谷清司委員	ごみ問題が市の一般事務かどうかということが一つの論点になっていますけど、ごみ問題に関する質問はいろいろあるもので、一つ一つ、これはセーフ、それはアウトという話になってくるんですが、そのことを先ほど討論ところで令和2年9月議会で一般事務云々が議論になったというお話をしましたが、その時のごみ処理場建設に関する質問であって、その時一般事務の範囲か範囲外かという話になりました。それで議会運営委員会でいろいろ検討されて、その結果が、全協に出されて、全協で合意を得て、一定の決着を見たので、そういうことですので、今の議論は決まったことを繰り返すわけにはいきませんの

	<p>で、そのときの全協の議事録を確認する必要があるにありますが、 けれど、またその議論を蒸し返すことも何ですから、ということ です。</p>
原委員長	<p>他にご意見ありませんか。</p> <p>(意見なし)</p>
原委員長	<p>文面に関しては細かいところですのでまた調整させていただ きたいと思います。</p>
藤川委員	<p>今この場で確定させた方が良いでしょう。</p>
原委員長	<p>藤川委員が言われました、「私は」「私の」、こちら「の」方 に変えた方がいいという方の挙手を願います。</p> <p>(賛成の委員挙手)</p>
原委員長	<p>「の」に変えさせていただきます。</p> <p>次に、市の一般事務から外れということで、市の一般事務に 該当せず。</p> <p>(「そのままでもいい。」と呼ぶものあり。)</p>
原委員長	<p>それままでいいですか。市の一般事務から外れでいいという 方挙手願います。</p> <p>(賛成の委員挙手)</p>
原委員長	<p>そのまま進めさせていただきます。以上、この文面は修正さ せていただきます。こちらの陳謝文に決定したいと思います。 以上で懲罰についての協議を終了します。 続いてその他について何かありますか。</p> <p>(特になし)</p>
原委員長	<p>議長さん何かありますか。</p> <p>(特になし)</p>
原委員長	<p>皆さんよろしくお願ひします。これで懲罰特別委員会を閉会</p>

	<p>します。なお、委員長報告については、ご一任願います。ご苦労さまでした。</p>
--	--

【散会＝午後 3 時 2 0 分】